

平成29年度第1回  
北海道消費生活審議会  
議事録

日時：平成30年2月21日（水）13:30～

場所：北海道立消費生活センター 暮らしの教室

平成 29 年度第 1 回北海道消費生活審議会議事録

日時：平成 30 年 2 月 21 日（水）13:30～

会場：北海道立消費生活センターくらしの教室

1 開会

2 挨拶

北海道環境生活部くらし安全局長

3 報告事項

(1) 消費生活関連施策推進状況に関する年次報告

- |      |   |
|------|---|
| 曾野会長 | ○ それでは、これからは、私が進行役を務めさせていただきますが、終了時間は 15 時を予定しておりますので、ご協力をお願いいたします。   |
|      | ○ まず、報告事項の(1)「消費生活関連施策推進状況に関する年次報告」について、事務局より説明をお願いします。   |
| 木下主査 | ○ それでは、資料 2 により、ご説明いたします。<br>【資料 2 に基づき説明】  |
| 曾野会長 | ○ ただ今の説明につきまして、何かご質問等はございませんか。  |
| 吉田委員 | ○ 北海道弁護士会連合会でも北海道消費生活条例第 16 条に基づき、訪問販売のお断りステッカーを作成しいろいろなところにご協力をいただいで配布しており、我々としてはこれに基づいて、道立センター及び札幌市に悪い業者がいたら通報していただきたい旨を依頼しており、そういった事例の集積を行っているところです。弁護士活動としてはこういったところですが、質問としては、こうしたステッカーに関する苦情の集積や調査に至るなどのものがありますでしょうか。 |
| 蝦名主幹 | ○ 苦情に関しては私どもの把握している範囲ではないところです。一方、マスコミや他県からこのような取組について、参考としたいということで、この訪問販売お断りステッカーの見本品を送るなど、そういうところで照会を受けており注目はいただいていると受け止めています。  |

- 吉田委員 ○ 今のところこれについての何らかの苦情はないということですか。
- 蝦名主幹 ○ 現時点では、そのような報告はない状況にあります。
- 吉田委員 ○ どういった状況になると道にまで情報が行くのか。条例違反となった場合には、何らかの行政的な調査などが可能だと思うのですが、そういう事例はあるのでしょうか。
- 嶋本主幹 ○ 私は、特定商取引法及び北海道消費生活条例を担当しておりますが、お断りステッカーにつきましては、消費者苦情の中でまれに出てきますが、ステッカー単独でステッカーをつけているのに来たといった積極的な苦情はそれほど受けていません。また、道においても北海道消費生活条例に基づいて勧告等の処分を行ったという事例はございません。平成28年度に21件の行政指導を行っていますが、その中でも、お断りステッカーを貼っているのに来たという苦情があった場合には、事業者に対して指導というかたちで北海道では禁止しているという説明はさせていただきますが、お断りステッカーについての苦情がどの程度であれば我々が調査に入るかというのはなかなか難しいところがあります。お断りステッカーを貼っているのに来たからといって即座にルール違反として調査に入れるかというところがあり、いろいろな相談内容の中で他の違反行為がある場合などに、その中でお断りステッカーがあれば併せて説明するということになると思います。
- 曾野会長 ○ いずれにしましても、お断りステッカー違反については、消費生活センターに相談していただくと。
- 嶋本主幹 ○ 私どもは、お断りステッカーとしてではなく、事業者としてどれだけ相談があったかということを見ますので、その中で一事業者当たりどれだけ違反があるかということを見ますので、その中で違反があれば何らかの対応や調査を行います。一事業者単位で見ますとそれほど、数はない状況です。
- 外岡委員 ○ 第1章第2の5番目に多重対策の推進として、これは確か貸金業法の総量規制が施行されて貸金事業者も自粛をしておりますが、マイナス金利ということで銀行カードローンが一気に進み、貸金業者については厳しい規制があるのですが、銀行にはそういった枠がないということで、同じフィールドでサッカーとラグビーというルールが違う中

でやっているようなもので、我々も、銀行さんが出てきたということから心配しているところです。このため、相談件数の状況や支障のない範囲で結構ですので相談内容など、あと全体の傾向的なものが伺えればと思います。

- 嶋本主幹 ○ 平成 27 年度の相談件数は 337 件で、28 年度が 289 件という状況にあります。相談内容といたしましては、基本的には、キャッシュに関する相談だったり、ヤミ金に近い業者に関する相談だったりとかの場合には警察に情報提供するようにしていますが、多重債務で困っているといった相談はないですけど、貸金業協会さんなどを紹介するなど適切な機関を紹介させていただいています。
- 外岡委員 ○ 銀行カードローンに関する相談はありますか。
- 嶋本主幹 ○ 多重債務の中に銀行カードローンに関する相談はありますが、今のところ何十件とたくさん出てきているという状況にはありません。

(2) 食品表示法、景品表示法、特定商取引法及び消費生活条例に基づく行政措置の状況について

- 曾野会長 ○ それでは、続きまして、報告の(5)「食品表示法、景品表示法、特定商取引法及び消費生活条例に基づく行政措置の状況」について、事務局から説明をお願いします。
- 早川主幹 ○ 私からは、資料 2 の 1 枚目の 1 の食品表示法及び景品表示法に基づく措置についてご説明したいと思います。  
【資料 2 に基づき説明】
- 嶋本主幹 ○ 引き続き、特定商取引法と北海道消費生活条例に基づく行政措置の状況につきましてご説明を申し上げます。  
【資料 2 に基づき説明】
- 曾野会長 ○ どうもありがとうございました。それでは、今説明のありました「食品表示法、景品表示法、特定商取引法及び消費生活条例に基づく行政措置の状況」につきまして、ご質問等がありましたら、お願いします。
- 曾野会長 ○ 私から、一点質問したいのですが、業務停止命令をした際に実際に営業を停止しているかどうかをどのように確認されているのですか。

- 嶋本主幹 ○ 業務停止命令中に業務を停止しているかどうかの確認ですが、基本的には、確認は取れませんが、実際どのように判明するかというところ、消費生活センターへの情報提供など、消費者からの苦情や同業他社からの情報提供によります。
- 曾野会長 ○ それでは、もしも違反した場合は、制裁とかは。
- 嶋本主幹 ○ 業務停止命令違反は懲役を含む重い刑が科せられますので、警察へ情報提供することになります。

(3) 北海道消費生活条例及び第2次北海道消費生活基本計画について

- 曾野会長 ○ よろしいですか。それでは、次に移りまして報告事項の(3)の「北海道消費生活条例及び第2次北海道消費生活基本計画」について、事務局からお願いします。
- 蝦名主幹 ○ それでは、資料3によりご説明いたします。  
【資料3に基づき説明】
- 曾野会長 ○ どうもありがとうございます。北海道消費生活条例と北海道消費生活基本計画の見直しをこれから行わなければならない課題ということですが、今いただきました説明についてご意見をお願いします。
- 曾野会長 ○ 現在の条例は平成26年10月に改正されたもので、今回は31年10月に改正・施行するものです。基本計画については条例が31年10月に改正された後に策定するということだと、30年度の末に諮問を受けて、31年10月の条例改正に合わせて、審議会からの答申を受けて、パブリックコメントを経て、32年3月に決定するということとなります。そうすると、今の計画は31年3月までの計画で、第3次の計画ができるのは32年3月ということになります。そうなりますとその間の1年間の空白ができることとなります。計画なしで消費生活行政を進めることに差し支えはないのかについて教えていただけますか。
- 蝦名主幹 ○ 私どもとしましては、この第3次計画の検討事項の中で、策定期間を現行期間の在り方を含めて検討というところで、問題意識があるのです。この基本計画自体、計画書の2ページ目の2番の項目「計画に位置づけ」としまして、この基本計画には、条例の中で道民の消費生活に関する施策を総合的、計画的に推進するための基本的な計画を定めなければならないとされており、この計画において道民の消費生活

に関する施策について基本的な方針ですとか、道が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定めるということにされていることと、消費者教育推進法ができ、その第 10 条の中で消費者教育推進計画を都道府県ごとに定めるよう努めなさいとされており、この計画自体この 2 つの位置づけを持っているものです。これまで、この基本計画に基づき、道の具体的な施策を展開してきております。原則としてこの基本計画に基づいた施策の展開が必要とされていますが、これまでの運用の中では、実態として年度末に策定して、当該年度当初まで遡った形で計画の推進期間ということになっているという状況にあったということをお願いしまして、皆様方からのご意見を頂戴しながら、現行の計画の延長ですとか、あるいは計画策定の諮問の時期を早めてこの計画期間に合わせるなど、そのようなご意見を頂戴できればと考えております。

曾野会長

○ わかりました。これまで第 1 次と第 2 次の計画についても、例えば第 1 次は 22 年度ですが実際にできたのは 23 年 3 月であったという実態はあったということ、第 2 次も同じだけれども、第 3 次もこのままでいくと同じ状況になるということで、問題ではないかというのが先ほど説明がされたところですが、計画に空白があるということから、基本計画の策定を早めるということはできないのですか。

蝦名主幹

○ 基本的には条例の改正というところにおいては、その改正をするに当たっての各法律等の改正の内容が反映されるとか、その法律の改正の論点を踏まえた取組を計画に盛り込んでいくなどの観点も出てくるのではないかと考えています。一方で国では、31 年度までの基本計画であり、32 年度からの計画について、31 年度には計画についての検討が進められるという情報も聴取できるという状況から、国の計画等も踏まえた計画づくりをするということを考え方として持っているところです。

曾野会長

○ 第 3 次計画策定に当たっては、国の計画の関係や条例の改定などから、早めるのは難しい。先ほどあった、現行の計画を延長されるということも選択肢として説明されたところですが、それは制度的に可能なのでしょうか。

蝦名主幹

○ 条例改正につきましては、議会への提案や所定の手続きがありますが、この基本計画の手続につきましては知事決裁の中で計画を決めていくという手続がありますが、計画期間の延長についてその必要性を捉えて、計画をいつまで延長するという手続をしていくことができると考えています。

- 曾野会長 ○ いかがでしょうか。説明いただきましたことを踏まえて、空白期間をなくすことについて、ここでどう対応すべきということを決めるわけではないのですよね。
- 蝦名主幹 ○ ご意見として、この空白があるということ解消すべき方法としてこのようなことが考えられるのではないかとということをご意見いただき、それらを参考として私どもで決定していきたいと考えています。
- 曾野会長 ○ まず、空白のままでもいいのか、まずいとしたらどうするかということですがいかがでしょうか。
- 平委員 ○ 条例の見直しにかかる案件なのですが、今消費者契約法の見直しとか、民法の改定とかで、未成年に対する契約問題について条例の見直しに反映するのかということと、また、心配しているのは教育としての取組が遅れることが心配なので、逆に言うと早め早めにやっていく中で条例が改正されていくとか、その関係のところでは計画が一年間空白になることで何か問題が発生しないのかということをお心配しているのですが。
- 曾野会長 ○ 民法における成人年齢の引下げが決まった段階で、対応する必要があると思います。消費者教育の充実が必要となりますが、計画が1年ないということでその点何か不都合が生じるということはないですか。
- 蝦名主幹 ○ 現行計画の中におきましても、消費者教育の重要性ということ謳ってありまして、高齢者被害の防止と合わせて2本柱として、この計画で謳っているところでもあります。その中に具体的に学習指導要領の点とか、あるいは民法改正を踏まえた消費者教育の充実といった文言は記入されていないものの、消費者教育を重点的に取り組むという観点から、諸般の背景等を踏まえた取組をするということでは、すでに消費者教育というところで位置づけられていますから、その点については、計画をもとに進めていくということでは問題はないかと、ただ、計画がないという状況があるということでは避けたほうがいいのかと考えております。
- 曾野会長 ○ 計画の16ページ、17ページにあります消費者教育の推進や高齢者等の被害の防止のこれら重点的に取り組む施策が、もし計画を延長す

るとなるとこの計画に基づいた取組としては、さらなる追加的なところは新たな第3次計画に盛り込むことはできるということですが。

蝦名主幹

○ この消費者教育の推進とは別に、その成人年齢の引下げによって何か新たに、この計画では読み取れないような項目があったとすれば、それは背景としてこのようなことが緊急に必要なんですと施策の展開は可能と考えますが、実際的には計画があってこの計画に基づいた施策の展開という運用となりますので、基本は計画をベースとした取組としたいと考えています。

吉田委員

○ 基本的には改正条例が前提となるものであれば、それ以降に適用されるようにあるべきなのだと思います。10月に改正される予定なのであれば、それに対する計画については10月以降に適用されると考えれば、その前提で行けばそうだと個人的には思います。そうすると、その間はどうかということ、少なくとも改正までは現行のままで行くわけですから、計画自体は同じ形で行く流れではないかと思います。ただ、これはなかなか難しいところですが、一応基本計画の変更も可能だと思いますので、場合によっては先ほどの民法との関係性も含めて、何らかの変更が必要な場合には、計画の変更もあるのではないかと思うのです。

曾野会長

○ 前倒して何か変更する、取り入れることがあるのであればした方がよいという。

吉田委員

○ 改正法に基づいたことはやるべきだとは思いますが、前倒してやることについて、若干自分は違和感があります。そうではなくて、基本的には今の計画で行ける場合は今のままの状態、必要に応じた変更することがあれば変更する、次年度に変更すればいいことは次年度からでよいと考えます。

大嶋委員

○ 吉田委員とほぼ同じ意見なのですが、条例の改正・見直しがあって、改正法の改正を加えた条例の見直しがあって、見直した条例に基づいて計画を立てるといったところが、やはり順調なやり方なのではないかと思います。空白期間というのは検討する期間として考えれば、というのが私の解釈です。

曾野会長

○ 今の意見は空白期間があっても構わないということですか。

大嶋委員

○ 条例の見直しを受けてからの、基本計画の見直しというのが検討に



入ることについて、私は違和感はないということです。基本計画の32ページに計画の見直しの下段のところに、社会経済情勢の変化、国の施策の動向などを見極めながら、審議会の意見を踏まえて、必要に応じて見直しを行いますというような文言がありますので、どうしても施策の動向などに応じて計画の見直しを行わなければならないということがあった場合には、この計画のここが適用されるのではないかと思います。

- 曾野会長 ○ 第3次計画案は計画通り策定するとしても、それが策定されるまでの間、基本計画がない状態は避けたほうが良いというご意見が大勢であり、そのうえでかつ現行計画の延長が可能なのであれば検討していただきたいということによろしいでしょうか。

(「はい」という意見あり)

- 吉田委員 ○ 期間を延長する場合、パブコメが行われるのでしょうか。

- 蝦名主幹 ○ 具体的な手続きのところ、パブコメが必要かということについては確認させていただきます。

- 曾野会長 ○ 数値目標とか、30年度が目標となっていることについても、どう対応するかということも含めて検討していただくということによろしいでしょうか。

- 蝦名主幹 ○ ありがとうございます。いただきましたご意見を踏まえまして、私どものほうで検討を進めさせていただきます。

- 曾野会長 ○ それでは、この条例等の見直しの関係でその他に質問等がありますでしょうか。

- 平委員 ○ 条例の見直しの関係のところに関してですが、食品表示の加工食品の原料表示が大きく変わって、加工食品についても原材料原産国を表示しなさいよということで、猶予期間はありますが、事業者と消費者の間のいろいろな混乱といえますか、消費者庁から指導が出てくるかもしれないのですが、そこに向けた対応というのは、この見直しという関係から言うと、現場での混乱とかは出ないと判断しているのでしょうか。要は消費者とすれば全部表示されているなどの法律の理解と、事業者側の法律の理解とが食い違う場合、表示の仕方をどうしていくかは最終的には市場が決めるということなのか、あるいは、道が間に

入って取り扱うのか、何か施策についての関わりとして条例の見直しなどにおいて、道として関わりを考えているのでしょうか。

早川主幹

○ 食品表示基準の改正については、昨年9月から施行はされていますが、猶予期間が34年3月までとなっております。制度がスタートして、今、事業者や消費者向けに普及啓発を進めている段階でありまして、現状を踏まえて条例に何が盛り込めるかはこれからの検討になるかと思えます。

平委員

○ いわゆる現場で混乱が起きることが良くないことだという理解をしていただき、道としてしっかり示すべきではないかと私は思います。

大嶋委員

○ 消費生活条例の見直しについて、私なりの意見として申し上げたいのですが、現在私は、個人として公募委員としてこの審議会に委員を務めさせていただいていますが、実は消費者ネット北海道、適格消費者団体の事務局長をしていまして、第2次基本計画の22ページの公正な消費者取引の確保として、3番目に適格消費者団体に情報提供として盛り込んでいただいているのですが、今現在、一昨年、消費者裁判の特例法が施行されまして、被害回復ができるようになり、今現在東京と大阪、昨日から埼玉が、被害回復ができる特定適格消費者団体が徐々に増えてくることが予想されます。では、北海道はといいますと、私どもは先月から消費者庁に今提出しておりますが、今の定款、業務規定についての変更をしており、被害回復業務規定についてはこれから時間がかかるというところでありまして、実際の申請になりましたら、適格消費者団体認定の後に行うことになるので、今年度の終わりぐらいに、認定申請が終わったあたりにする予定であります。ただ、私どもが適格消費者団体の認定を受けたのは平成22年で、その間の申出件数は延べで300件を超えております。300件を超えてはいますが、実際に差止請求にまで行った件数は3件しかありません。そのうち2件はほぼ改善されて請求を取り下げて、1件が係争中です。何が言いたいかといいますと、申入れをするとほとんどが改善してくれており、訴訟まで至らなくても、改善されているということです。

一つ私どもが、被害回復のための特定適格消費者団体として認定申請で課題となっているのが、経理的基礎というところが大きな課題となってきている。この消費者団体訴訟制度というのは、できた段階から一定の課題があり、それは、財政的裏付けがほとんどないままに走っているということです。

前置きが長くなってしまいましたが、条例改正のところで検討いただきたい点として、条例第25条のところ、訴訟の援助があります。

ここは、被害を受けた消費者個人が提起するに当たっての訴訟についての援助を行政が行うこととなっていますが、この規定をもって申請、支給をした例はほぼないのではないかと思います。これは、消費者及び適格消費者団体にもぜひ適用していただけるように検討いただけないかということです。このようなことを言うと、団体訴訟したらどうなるのかという声が出てくるのではないかと思います。今、現在私どもは、300件以上の申入れをして、3件しか訴訟にまで至らない状況で、その3件とも全く回答がないとか、全く改善に応じないという状況にあり、非常に限られた事案にしか訴訟を起こしていないというのが現状であります。そういったところで、訴訟の援助について、適格消費者団体にも適用範囲を拡大してくださるよう検討いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

曾野会長 ○ 条例の25条の訴訟の援助について、適格消費者団体も対象にすることについて検討いただきたいということです。条例を改正するときには検討することについて、他の委員の皆様はいかがでしょう。

内山委員 ○ 私もこの訴訟援助について、検討することはいいことだと思います。この制度は個別の被害者の救済を目的としたものですが、集団的な被害回復も基本的には個々の消費者の被害回復を目的としたものなので、この範囲を拡げることについては違和感を感じないので、是非一連の方向で検討していただければと思います。

吉田委員 ○ 私も、是非やっていただきたいと思います。この個別の被害者の救済を目的としたものですが、第25条の(2)をみますと、同様の被害が多数発生するおそれがあるということが条件になっているということを考えてみますと、多数発生し社会的影響がある事案の救済にある程度かかる経費への援助と考えられているのではないかと思いますので、是非検討いただければと思います。

村上委員 ○ 訴訟の費用を行政の方からの援助ということですが、訴訟に対する費用ということか、それとも団体の活動に対する援助ということでしょうか。

大嶋委員 ○ 訴訟に対する援助です。実際に私どもは、3件の差止請求の訴訟を行っており、非常に先生方苦勞されており、2件目の訴訟にあっては大量の資料を作成しており、足かけ3年くらいかかっており、その間毎度毎度期日までに対応しており、全くそれをボランティアでやるということは、その時はやれてもその後が続かない、どんどん代理人の

数が減ってきます。最初は訴状に十何人という代理人が記載されているのですが、自分たちの業務がある中でボランティアでは限りがある、どんどん減っていて、なかなか後が続かないという状況があり、何らかの相応の手当などが必要ではないかと思い、検討いただきたいと思えます。

曾野会長

- このことで、既に議事次第の意見交換に入っている状況であります。協議・意見交換事項のうち、条例を見直しするにあたっての意見として大嶋委員から発言がありました。他に条例や計画に関する意見はありますでしょうか。

#### 4 協議・意見交換事項

曾野会長

- 特にならなければ、最後の協議・意見交換事項として、消費者問題等について入っていきたく思います。これは、事務局から期日前に、皆さんにも連絡が行っているかと思いますが、消費者問題として事務局は把握していないかもしれないが、この機会に取り上げて検討すべき問題があれば把握したいという趣旨ですが、何か発言等はありませんでしょうか。

大嶋委員

- 先程行政措置状況のところでも報告いただいたのですが、どんどんトラブル内容が複雑になってくると、悪質業者であればあるほど手強いとか、名前をいろいろ変えて、道の調査に引っかからないなどの事業者が見られるなど、基本計画の中にあるのですが私どもも適格消費者団体は、消費者契約のトラブルに関する豊富な知識と専門性を持っているということで、是非知見を活かしていただき、消費者取引の適正化のところでは点検強化のところでも、活かしていただきたいところがあります。

適格消費者団体は17団体ありますが、行政ときちんと意見交換を実施している団体はそう多くないという状況の中で、北海道は非常に先駆的といわれており、実際報告いただいた業務停止の事業者に関しては、札幌市と北海道とも適宜情報交換して、私どもでも検討して、ホクネットではできませんが、被害対策弁護団を組織して、被害の救済に向けて対応したいということで、悪質な事業者による被害の救済に連携して取り組み始めているところです。

今後ともそういった事例が多く出てくるということもありますので、私どもも適格消費者団体の専門的知見を活かしていただき、適正な消費者取引の確保において連携していただきたいと思います。

大きく変わったところは、今までの消費者団体とは趣旨や形態が違

っており、国から差止請求権という強力な権限が与えられていますがその分慎重に対応しており、今の適格消費者団体の特性を活かしていただき、消費者取引の適正化のところで活用していただきたいと思えます。

森委員

○ 道の方から情報提供を受けているということですが、パイオネットから全情報が見られるということですね。

大嶋委員

○ それではなくて、私どもは消費者契約法第40条に基づき照会して情報を得ることはできるのですが、パイオネット情報だけでは差止請求にまでは結び付かないため、差止請求に結びつけるには現契約書等の関係資料がなければできないので、北海道と札幌市においては、申請してそれらを提供してもらっているのです。なお、国では、何とかパイオネットの端末を団体に置けるという話がありますが、それには条件がありまして、それは設置費とランニングコストは団体持ちということがあり、私どものような団体はちょっとという状況にあります。

曾野会長

○ ありがとうございます。適格消費者団体の置かれている現状等について説明があり、そういった体制で消費者行政に関わっているということですが、他に消費者問題等についてありますでしょうか。

平委員

○ 家庭用エネルギーの自由化という大きな流れの中で、災害時や都市ガスの整備が望めない北海道においては、LPガスは重要な家庭用エネルギーですが、従来からLPガス販売は消費者から料金システムが不透明、価格差が大きい、業者変更時のトラブルなど様々な苦情がありました。そこで道内の消費者団体が協働して、LPガスの実態に関する調査を道の消費者モニターの協力も得て、まとめ、行政・業界に対して改善を要請しました。経済産業省の方からは、LP販売業者が取り組むべき事項として標準的料金メニューの公表（HP又は店頭表示）と、請求書の明細書と説明、料金変更の際の事前通知をしなさいというガイドラインの制定につながったという実態にあります。実際に、北海道のLPガス販売業者はほとんど中小零細業者ですけれども、そういった方々の料金システムは、今までわかりにくく、2部制で基本料金と従量料金制か、良心的なところは3部制で実際にかかっている維持費・設備費・減価償却を含めた3段階の料金体系になっているところもあります。今まで、北海道の料金は高いといわれていたが、その実態は、配管やアパートを建てる時の設備や備品を全てLPガス販売業者が負担して、そして、建設会社は安くアパートを建て、家主は安く貸していることも原因のようで、これを見直していくというこ

とがこれからですが、ここまで到達できたところです。

まだまだ、標準的料金メニューの公表（HP又は店頭表示）を実施している適正な業者は数パーセントしかなく、実際に賃貸アパートを借りるときにはLPガスの料金メニューがわかっていなくて、特に学生などは、入ってしまったから、高いLPガス料金を負担している状況にあります。こういった意味では、ガイドラインは出ましたが、料金メニュー表示問題として、いちいちガス会社に問い合わせしなくても、条例見直しの中で消費者として選べるということができるよう、LPガスの料金体系を提示することを盛り込めないかというところ です。

帰来課長

○ 条例改正の際にはご意見として参考にさせていただきます。

曾野会長

○ 他にはいかがでしょうか。

吉田委員

○ 消費者被害防止ネットワークに弁護士会として参加した際に議論になったのですが、北海道消費者被害防止ネットワークが平成28年から消費者安全確保地域協議会に位置づけとなりましたということで、お伝えいただいたのですが、この関係会議があったときに、協議会ではなく被害者防止ネットワークというかたちで招集があったのですが、この位置づけや名称の使い分けというか、一体どのようになっているのかが、どうなっているのかと思ひまして、教えていただきたいと思ひます。

蝦名主幹

○ 消費者安全確保地域協議会は、消費者安全法の中に名称としているものでありまして、必ず消費者安全協議会として、例えば、頭に北海道を付けるなどが規定されているものではありません。地域の見守りネットワークは北海道として先行して取組をしていたものであり、その後で国の法律の中で法的な位置づけを明らかにしたという流れになっており、この名称が、地域協議会となっていないからといって問題になることはありません。この地域協議会においては、地域で見守り活動を行うネットワークを法律に基づく地域協議会に位置づけするかどうかということが視点になっており、必ずしも協議会という名称を使わなくても良いということでご理解いただきたいと思ひます。

曾野会長

○ 消費者問題については、今日に限らず随時何か情報がございましたら、事務局へお寄せいただければと思ひますので、よろしくお願ひします。

以上で、本日予定しました議題につきましては全て終了しましたが、

その他に皆様からございませんでしょうか。

特にないようでしたら、時間を若干オーバーしてしまいましたけれども、事務局にお返しします。

## 6 閉 会

蝦名主幹

○ 曾野会長ありがとうございました。

本日、委員の皆様には、ご多忙の中ご出席いただき、また貴重なご意見をいただきありがとうございました。いただきましたご意見を踏まえまして、今後の消費者行政に活かしていきたいと思えます。以上をもちまして、平成29年度第1回北海道消費生活審議会を閉会いたします。本日は、ありがとうございました。